

鳥取市教育センター体育館の使用について

平成25年4月1日

*鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例並びに同条例施行規則に基づく。

【開館日】

12月29日から翌年1月3日までの間を除いた全ての日

【開館時間】

- ・ 木曜日以外 …… 午前9時～午後10時まで
- ・ 木曜日 …… 午前9時～正午まで、午後3時～午後10時まで
(ただし、祝日の場合は午前9時～午後10時まで)

【使用申込】

- ☆ 使用する日の2ヶ月前から予約申し込みが可能です。
申し込みは、来所または電話での予約で先着順となります。
※ただし、2ヶ月前の予約開始日は、受付時間を午前8時30分～午後5時までとします。
予約時間が重複した場合は、受付終了後に抽選を行います。希望通りの予約がとれなかった個人または団体には、その旨を連絡し決定します。予約開始日が休日の場合は、休み明けの朝に抽選を行います。
- ・ 平日の午前8時30分から午後5時15分までは、職員室において
予約の空き状況の照会対応、電話による予約受付、使用申込書の受理、使用許可書の発行、使用料の受領・領収書の発行を行います。
- ・ 休日又は平日の午後5時15分から午後10時00分までは、総合受付において
予約の空き状況の照会対応、電話による予約受付、使用申込書の受理を行います。

【使用料】

- ☆ 使用料は、使用申込書の提出の際に、記載された日数分をまとめて現金にてお支払いください。領収書は、使用申込書1枚ごとに作成します。
- ☆ 照明を使用する場合は、照明設備使用料が加算されます。
- ☆ 支払いは、平日の午前8時30分から午後5時15分までは職員室で、それ以外の時間帯は総合受付においてお願いします。
- ☆ 前納された使用料は、原則として返還しません。

<料金表>

利用区分		1時間あたりの使用料	
		全面	半面
一般		400円	200円
小・中学生	専用	200円	100円
	個人利用※	無料	
65歳以上の方		200円	100円
障がいのある方とその付添人 小学校就学前の方		無料	

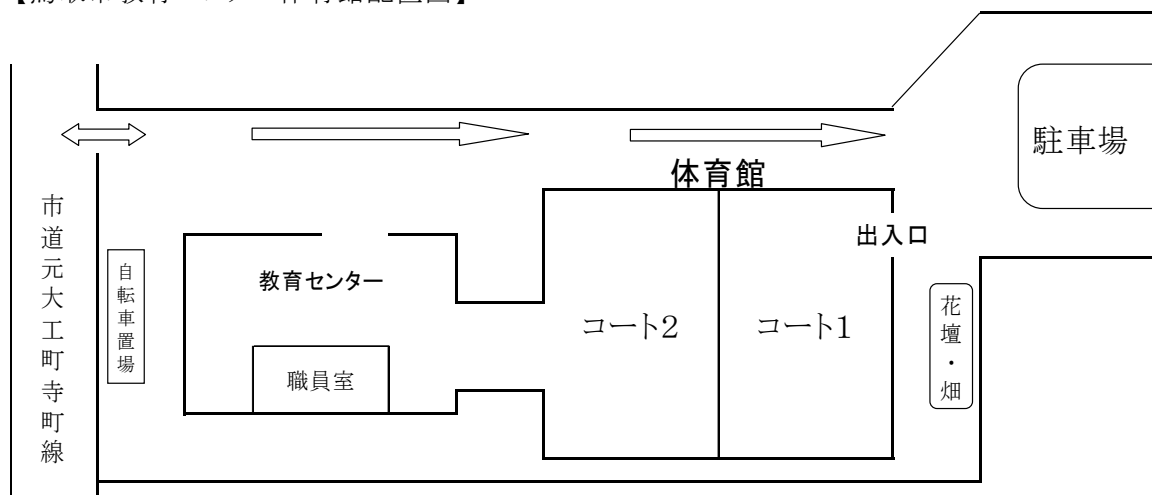
備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館の照明設備の使用料は、半面1時間につき150円で計算して得た額とする。
- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

【その他】

- ☆ 体育館の使用時間には、準備、後片付けの時間も含まれます。
- ☆ 使用前、使用後は職員室（休日又は夜間は総合受付）に声をかけてください。
- ☆ 使用後は、清掃（モップかけ）をお願いします。
- ☆ 体育館の出入りは体育館東側出入口から行ってください。
- ☆ トイレは、体育館のトイレを使用してください。
- ☆ 体育館の中では飲食はしないでください。
- ☆ 許可を受けた使用目的以外に使用したり、使用の権利を他に譲渡したり転貸してはいけません。
- ☆ センター内の施設、設備、器具、資料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに損傷届を提出し、弁償しなければなりません。
- ☆ 次に掲げる行為は禁止されています。万が一そのような行為を発見したときは、使用の中止を求めることがあります。
 - 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
 - 2 施設、設備、器具等を損傷し、又はそのおそれがある行為
 - 3 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
 - 4 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配付
 - 5 営利を目的とした行為

【鳥取市教育センター体育館配置図】



<問い合わせ先>

鳥取市教育センター

TEL : 0857 - 36 - 6060

FAX : 0857 - 26 - 3878

E-mail : kyo-center@city.tottori.lg.jp